

認可外保育施設の現況(平成29年3月31日現在)  
 <認可外保育施設への立入調査実施状況>

※認可外保育施設とは、児童福祉法第59条の2第1項の規定により知事等への届出が義務づけられている施設をいいます。

1. 認可外保育施設に対する点検の実施状況

区分	3月31日現在(年度末)の施設数 ①	立入調査実施施設数 ②	未実施施設数 ①-②	備考
事業所内保育施設(院内・その他)	8	8	0	
ベビーホテル(夜間・宿泊)	7	7	0	
ベビーホテル(一時預かり)	1	1	0	
その他の届出対象施設	19	18	1	

2. 昨年度の認可外保育施設の点検結果及び指導状況

(1)昨年度の認可外保育施設の点検結果

区 分		施設数
事業所内保育施設 (院内・その他)	指導監督基準に適合している施設数	5
	指導監督基準に適合していない施設数	3
計		8
ベビーホテル (夜間・宿泊)	指導監督基準に適合している施設数	0
	指導監督基準に適合していない施設数	7
計		7
ベビーホテル (一時預かり)	指導監督基準に適合している施設数	0
	指導監督基準に適合していない施設数	1
計		1
その他の届出対象施設	指導監督基準に適合している施設数	7
	指導監督基準に適合していない施設数	11
計		18

(2)昨年度の最終的な指導状況

区分	指導監督基準に適合していない施設数	左のうち指導した施設数(重複なし)					
		口頭指導	文書指導	改善勧告	公表	事業停止命令	施設閉鎖命令
事業所内保育施設	3	1	2	0	0	0	0
ベビーホテル(夜間・宿泊)	7	4	3	0	0	0	0
ベビーホテル(一時預かり)	1	0	1	0	0	0	0
その他の届出対象施設	11	3	8	0	0	0	0

(参考)

届出対象外の認可外保育施設への立入調査の実施状況

区分	3月31日現在(年度末)の施設数 ①	立入調査実施施設数 ②	未実施施設数 ①-②	立入調査の結果、指導監督基準に適合している施設数
事業所内保育施設(院内・その他)	90	37	53	18
ベビーホテル(夜間・宿泊)	0	0	0	0
ベビーホテル(一時預かり)	1	1	0	0
その他の届出対象外施設	7	5	2	4